

海関総署



- n 名称：国際知的財産保護フォーラム  
International Intellectual Property Protection Forum “IIPPF”
- n 設立：2002年4月16日
- n 目的：IIPPFは、模倣品・海賊版等の海外における知的財産侵害問題の解決に意欲を有する日本の企業・団体が業種横断的に集まり、産業界の意見を集約するとともに、日本国政府との連携を強化しつつ、国内外の政府機関等に対し、一致協力して行動し知的財産保護の促進に資することを目的として、発足した団体です。  
これまで、貴国に対しては、知的財産保護強化のための協力事業を推進すると共に、貴国の知的財産保護強化のための制度・運用の改善に関する建設的な意見交換を2002年から実施しています。
- n ホームページ：[www.iipff.jp](http://www.iipff.jp)
- n 事務局：日本貿易振興機構（JETRO）  
知的財産保護官民合同訪中代表団に関する連絡先：JETRO 北京センター知的財産権部  
TEL：6528-2781  
FAX：6528-2782

2007年9月

海関総署 御中

国際知的財産保護フォーラム  
座長 宗国 旨英

水際措置に関する建議書

拝啓 新春の候、時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。

私ども国際知的財産保護フォーラム（以下、IIPPF）は過去に四回（2002年12月、2004年5月、2005年4月及び6月、2006年4月及び6月）、貴署を訪問させて頂き、水際措置に関する建設的な対話をさせて頂きました。まず、このような対話を継続させて頂きましたことに深く感謝を申し上げます。

IIPPFでは、2005年から、「協調と支援」という方針を明確に打ち出し、日中両国が相互に協力して知的財産侵害問題を改善していくという方向に歩み出しております。昨年は前線で活躍される海関職員の皆様に対して日本の電機業界が、上海、広州、シンセンの3海関において述べ300名以上の参加をいただき検討会を開催させていただきました。また、侵害者の情報についても適宜ご提供申しあげているところです。これらの活動については今後も継続してまいりたいと考えております。

IIPPFは、貴署に対し、今までにいくつかの建議事項を提案して参りましたが、例えば担保金の問題、情報データベースの活用など、建議させていただいた事項について、総担保制の導入や新規データベースの構築などの形で対応いただいていることに感謝しております。また、本年4月に公布された海関公告については、没収物品の処分手続に関する透明度が高まり、一層の適正が確保されるものであると期待しております。

さて、今回ご検討頂きたい建議事項は、日本の企業にとって実務的な問題に関するものを中心に6点あげさせていただきました。貴署が今回のIIPPFの訪問を受け入れて頂いた事に御礼を申し上げますと共に、本建議が貴国の知的財産保護問題の改善に寄与できることを切に願っております。

敬具

今回も、日本企業にとって喫緊の課題を建議させていただきます。

これらの建議事項は、日本企業のみならず正当に事業を行い、重要な知的財産権を保有している中国企業にとっても有効であり、中国及び中国の産業界の保護・発展に資するものであると考えております。

1. 取り締まり強化のための体制の一層の拡充
2. 差し止めまつわる権利者負担の軽減
3. 罰則の強化
4. 没収物品処分の徹底
5. 情報開示の強化
6. 取り締まり対象の拡大

#### 建議事項 1. 体制の一層の拡充

- (1) 急激な業務量の増加に伴う人員などの一層の拡充をお願いしたい。

貴国における近年の急速な発展に伴い、海外への輸出の総量も大きな伸びを示しております。当方の資料によれば、全世界に対する貴国からの輸出量は価額ベースで2005年には2001年の約3倍にも増加しており、日本についても約2倍、米国が3倍、ロシアにいたっては5倍近い伸びとなっています。当然2006年にはさらに増加が記録されていることと思われまます。このような状況のなかで、限られた人員で遅滞ない流通に努力される貴局職員の尽力に敬意を表します。

一方で、米国統計資料によると2006年における同国税関における知財権に基づく差し止めのうち、価額ベースで87パーセントが貴国(含香港)からの輸入であるとのこと。

貴局をはじめ貴国の各方面にて大きな努力がなされ、また成果が現れていることは承知しておりますが、知的財産侵害品の国際拡散防止につきましては、やはり貴局による輸出時の侵害品差し止めが問題解決への要であります。

かかる急激な業務量の増加に対応すべく、貴局におかれて最大限の体制の整備を行っていただいているとは思いますが、さらにこれをすすめていただき、状況の改善を図っていただきたくお願いいたします。

当方としても、この点に関し、当方が協力すべきこと、協力できることがあればぜひご指摘いただき事態の一層の改善に資することを希望いたします。

#### 建議事項 2. 差し止めまつわる権利者負担の軽減

- (1) 海関が侵害疑義貨物を発見し権利者へ通知する際、デジタルデータ画像を提供することを全国統一の運用とされたい。

中国は国土が広大であるため、中国在外の企業はもちろん、たとえ中国に拠点を持つ企業であっても、通知を受領してから 3 営業日以内に鑑定を行うことは、写真を送付していただけない限り困難です。現状では人的・金銭的・時間的負担から鑑定を断念する場合もございます。

IIPPF のアンケートによると、実務上はデジカメの写真による鑑定が認められたケースが複数報告されていますが、一方で写真の提供を拒否されたケースも報告されており（上海、寧波、広東省、福建省）、そのため鑑定が出来ず知的財産侵害品かどうか不明なまま通関を認めざるを得ないケースもあるとのこと。

もちろん「真偽鑑定のポイント」を事前に貴局に提供させていただくことが前提になると思いますが、そのようなポイントを押さえた情報・画像をデジタルデータにて送付がなされれば、現場での鑑定を必要としない程度の明白な侵害品の鑑定について、権利者も鑑定作業を迅速に行うことができ、海関の業務効率化にも資すると思えます。

デジタルデータ画像による鑑定の対応は、貴局のご尽力をいただきつつも、インフラの整備状況に地域により大きな差があるようですので、権利侵害疑義貨物発見の通知とデジタルデータ画像の送付を同時に行い、その画像での鑑定を受け入れることを中国全海関での統一的な運用としていただく方向で、さらに環境整備いただければと思います。また、それを実現するために当方で協力できることがあればぜひお申し出いただき、検討させていただきたいと思えます。

- (2) 知的財産権侵害が認定された物品については、倉庫保管料を権利者ではなく侵害者に負担させるように条例改正いただきたい。

「中華人民共和国知識産権海関保護条例」（以下「海関保護条例」）第 25 条には、「税関が本条例の規定に基づき権利侵害の疑いのある貨物を差し押さえた場合、知的財産権者は、関連の蔵置、保管及び処置等の費用を支払わなければならない。」と規定され、その実施弁法第 31 条に、侵害認定・非認定いずれの場合に権利者負担の旨細目規定されています。

侵害非認定の場合を除き、倉庫保管料などは被害者である権利者が負担するものではなく、侵害者が負担するべきものであると思えますので、輸出入者の負担を原則とし、侵害非認定の場合には権利者の負担とすることで是非改正をご検討下さい。

なお、日本税関における手続においては、侵害該非認定に関わらず、倉庫保管料は輸出入者の自己負担となっております。

- (3) 担保金にまつわる負荷の軽減をお願いしたい。

昨年導入された総担保制については、極めて実効性の高いシステムと了解しており、その

効果に期待するものです。実際、すでに申請を認められた例も報告されており、導入から短い期間に適切な運用に努力いただいていることに感謝します。より多くの権利者がこの制度を活用できるよう、避けるべきトラブルの例など、今後申請を考えている権利者に対するアドバイスがあればぜひお願いします。なお、現状では総担保制の実施細則が公告されている権利が商標権に限定されておりますが、著作権、意匠権、特許権についても細則の整備をお願いします。

一方、担保金については多くの場合長期にわたり経理上未確定の状態経過することとなり、権利者にとっては大きな不安点になっております。担保金の返還までの時間的な短縮についてぜひご配慮をいただければと思います。

- (4) 3 営業日以内と定められている鑑定期間について、申請に基づきその期間を延長できるようにしていただきたい。

これまで継続してお願いしてきた主題であり、「可能なかぎりスムーズな物流を大事に」との貴総局のお立場は充分理解しているものの、現状の規定のもとでの対応はやはり物理的に困難を伴います。中国の広大な国土を考えると、この問題は、海外企業のみならず、中国企業についても同様に存在すると考えます。

海関の努力により権利侵害疑義貨物が見つかったにも関わらず、また、権利者に対応の意思があるにも関わらず、鑑定期限の制限により対応できない現状は、知的財産侵害者に味を占めさせることになり、侵害行為の反復を誘発します。

鑑定期間を一律に長期化することについては、輸出入を停滞させるという悪影響も懸念される場所ですので、権利侵害疑義貨物発見時の権利者の対応期限を、権利者からの書面による要請がある場合、期限の延長が可となるような対応をご検討いただければと思います。

また、この点について権利者の側に対する要望などぜひお聞かせください。

なお、日本においては本年度より貴国同様「輸出」についても知的財産侵害品の取り締まりの実務を開始していますが、従来の輸入についての手続き同様鑑定の期限は10日としております。

### 建議事項 3. 罰則の強化

- 1) 侵害品の輸出を抑止するためにも、さらなる処罰の厳格化をしていただきたい。

「中華人民共和国海関行政処罰実施条例」（以下「行政処罰実施条例」）第25条に知的財産権侵害品輸出入の処罰につき没収及び罰款として定められているところ、確実に没収プラス金銭的処罰がなされるよう、運用の徹底をお図りいただくとともに、罰款の上限を貨物価額の30%から引き上げていただくとともに、最低額を定めていただきたくおねがしい

たします。

当該権利侵害物品の輸出入に悪意で関与した報関企業/人員について、行政処罰実施条例第26条4号/第27条の適用により、報関業務の停止、報関業務ライセンスの剥奪を実施願います。またその旨の明文化をお願いします。

2) 違法行為データベースの積極的な活用を図っていただきたい。

1月23日の人民日報によれば、3月より「知的財産権税関保護法規執行システム」が導入される予定であり、侵害者情報の共有化が実現するとのことです。これまでお願いしてきた当方の希望に合致するこのような対応・整備に感謝いたします。システムが十分に生かされ摘発の効率が上がることを期待いたします。このシステムをサポートするにあたり当方への要望などあれば、ぜひともお聞かせください。

3) 公安部との連携の更なる強化を図っていただきたい。

公安部との連携については、海関保護条例26条、行政処罰実施条例4条、2006年3月24日付公安部との暫定規定に謳われているところ、一昨年（2005年）6月13日の王永水 政策法規司 副司長との会談でも、「海関は公安との密接な連携関係にあり、刑事訴追にかかる法解釈の明確化、知的財産侵害事件に関する情報交換の強化、国際協力の強化について協議をしているところである」と伺っています。この点について、日本企業が権利者の案件では、黄埔海関が昨年龍崗公安局との連携で日本企業を含む複数の国際ブランドの商標侵害物品輸出につき刑事訴追に成功したとのことで、今後とも重大事案についてより積極的に公安移送し、公安部と協力して輸出入シンジケート全体の刑事摘発に繋げていただければ幸いです。

#### 建議事項4. 没収物品処分の徹底

海関保護条例実施弁法30条に基づき没収された物品（「没収物品」）を没収後、処分するに際して、以下の3点について、関連法規を改正して明示的に規定していただきたくよろしく願いいたします。

(1) 没収物品は、原則的に廃棄処分として、権利者の同意がある場合に、廃棄以外の処分ができること

海関保護条例第27条第3項及び同実施弁法第30条第1項～第3項においては、没収された知的財産侵害品の公益機構への寄付、権利者への有償譲渡、権利侵害の特徴を削除した後に競売、といった制度が規定されています。この点、没収物品について、譲渡等、廃棄以外の処分がなされる場合、没収物品が違法状態のまま、譲渡等され、市場に再還流されるおそれがあります。

また、商品の表示等を除去した後に、市場に再還流された場合についても、近時の模倣

品の製造の巧妙化、分業化の傾向の中、再び、当該商品に違法な表示を付することが容易になってきており、違法物品が再流通しやすい状態になってきております。

このような事態が生じることは、権利者の合法的な権益を損ねることのみならず、違法物品・粗悪品の再流通により消費者に混乱を招くばかりか、偽劣品の場合には、公益機構関係者や一般消費者の健康を害することになったり、環境に対して悪影響を与えたりすることにつながりかねません。

もっとも、没収物品が粗悪品でなく、たとえ再流通したとしても社会に与える悪影響が典型的に少ないものであり、また、没収物品の違法状態が解消され、権利者がこれについて廃棄以外の措置を取ることに同意した場合についてまで、廃棄を許容しないというのも行き過ぎであると思われまます。

したがって、没収物品については、原則的に廃棄処分を義務付けていただき、例外的に、没収物品の違法状態が解消されて、権利者の同意がある場合に、これを公益機構へ寄付、又は競売できるものとする、という形に法改正いただくよう、建議致します。

なお、実際、日本では知的財産権侵害品として没収された物品については確実に廃棄されており、また、米国も原則的には廃棄され、権利者の同意ある場合に限り、寄付、競売を許容される法制度となっています。

## (2) 没収物品の廃棄に係る全ての費用を、原則的に違法行為者の負担とすること

海関保護条例実施弁法第31条第2項に基づき、没収後の物品の保管、処分にかかる費用も権利者の負担とされています。

この点、違法状態の作出について何らの帰責性がないどころか、有形・無形の被害を被っている権利者が、当該違法状態を消滅せしめるためにかかった費用を負担することには、いかなる意味においても合理性がないと思われまます。むしろ、かかる違法状態の作出に積極的に関与した者こそかかる費用を負担すべきであります。また、仮に、かかる者が不明であったり、無資力の場合であっても、この費用を権利者に転嫁することは筋違いであり、この場合には、国家が費用を負担すべきであると思われまます。

以上の事情より、没収物品の廃棄に係る全ての費用については、権利者に負担させることはなく、違法行為者の負担を義務付けていただき、何らかの事情でかかる違法行為者がこれを負担しない場合には、公的負担としていただくよう、関係法令の改正をお願い致します。

## (3) 没収物品の廃棄に際して、環境保護措置をとること

没収物品を廃棄する場合、その方法については、何らの規定もございません。しかし、模倣品の場合には、貴国が規定する各種の品質基準を満たしていないものが多く、また、電池等、適切な方法で廃棄をしないと、有害物質の排出・漏洩の危険が大きく、貴国の環境に悪影響を与える物品もあります。このような物品について、適切な環境保護措置を取

ることなく、廃棄を継続していくと、貴国の環境に悪影響を与えるばかりでなく、貴国国民の生命・身体に多大なる悪影響を与えることになってしまうおそれがございます。

上記事情に鑑みて、没収物品を廃棄するに際しては、必要に応じて適切な環境保護措置を取っていただくよう、ご検討願えればと思います。

#### 建議事項 5. 情報開示の強化

##### 1) 侵害物品に関連する船荷情報の開示

知的財産侵害行為の参入および悪質な繰り返し行為を抑止し、また輸出先国における知的財産侵害品の摘発を促進させるためにも、侵害物品の船荷情報（荷送人、仕向地、荷受人、船荷の品名、数量、価額等々）の権利者への開示を、侵害疑義物品の差止通知から処理結果通知までのいずれかの段階で、ぜひお願いいたします。

また、そのような情報を他国の当局と共有しより効果的な摘発に利用いただけるよう、当局間の協力の推進もぜひお願いいたします。当方としても日本の税関当局はもちろんのこと他国の税関当局への働きかけを進める所存です。

##### 2) 処理結果通知書発行の徹底および迅速化、没収品の処分結果の通知。

海関保護条例第 27 条第 2 項に基づく、権利者への処理決定通知書の迅速な発行を推進していただきたい。現況は処理結果通知書の発行に数ヶ月かかっており、個別担保の返還手続の支障となっている場合もございます。

また、侵害者に対する処罰情報や没収品の最終処分も記載が限定ないし省略される場合が多く、権利者の状況把握にはかならずしも十分ではありません。以降の権利行使などにつなげるためにも十分な情報の開示をお願いするものです。処罰情報につきましては、侵害者宛の処罰決定通知書の写しを添付いただくのも一つのアイデアであろうかと存じます。

#### 建議事項 6. 取り締まり対象の拡大

- (1) 知的財産権海関保護条例第 2 条を改正し、「反不正当竞争法」に基づく不正当竞争行為を保護の対象に加えていただきたい。

「知的財産権海関保護条例」第 2 条では、税関における侵害品の取締りにおいて、商標権、著作権及び専利権を含む知的財産権に対して保護するものでありますが「反不正当竞争法」に違反する物品については保護の対象となっておりませんので、是非追加をしていただくよう建議いたします。

最近の知的財産侵害品は手口が巧妙化してきており、登録商標権、意匠権を巧妙に回避した、しかも極めて類似する反不正当竞争法に違反する不正商品が出回り、消費者が混同して購入している事が多々あります。この様な不正商品を水際で差し止める為にも、反不正

当競争法、特にその第 5 条を、海関保護条例の第 2 条に規定する保護対象に追加をしていただきたく建議いたします。

なおわが国も、平成 17 年に、不正競争防止法違反行為の一部を水際差し止めの対象に追加する法改正を行っております。

- (2) 権利侵害種苗の輸出入を防止するため、知的財産権海関保護条例第 2 条を改正し、保護対象知的財産権に品種権を追加していただきたい。

近年の知的財産権保護に対する意識の高まりにより、今後、中国において国内外の育成権者による植物新品種の出願が増加することが見込まれることから、これに伴い品種権を侵害した物品の輸出入が危惧されます。

海関保護条例の第 2 条における保護対象知的財産権の中に品種権が明記されていないことから、貴国の種苗育成権者の利益を守るためにも、海関保護条例を改正して品種権を輸出入禁止の対象に加え、取締りを強化するよう建議します。

なお、前回は建議したとおり、日本で品種登録されている、いぐさ、小豆、きのこ等の品種の種苗が権利者に無断で貴国に持ち出され、生産され、畳表や豆といった収穫物として日本に輸出されるおそれがあるということが、権利者の調査により分かっております。また、韓国等の第三国に登録品種が持ち込まれ、収穫物として中国に輸入される事態も想定されます。今回、農業部に対して、これらの植物をはじめとした保護対象植物の早期拡大を建議しています。

以上